

令和元年度第3回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和元年6月6日（木）
午後3時10分～午後3時45分
2. 場 所 大久保ふれあいセンター 研修室
3. 出席委員 22人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎
委 員 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信
3番 大浦 清貴 4番 山崎 巖
6番 福山 英則 7番 仲田 茂男
8番 北森 正誠 9番 菊 正士
10番 渡辺 正志 11番 金田 修一
12番 金木 洋子 13番 高瀬 昌弘
15番 熊本 孝信 16番 中島 潔
17番 茶木 俊一 18番 五十嵐英夫
19番 坂田 幸雄 20番 中井 義則
22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 5番 若林 勉 21番 奥野 健一
5. 議 題 議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第10号 農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項
の規定による許可申請について
議案第11号 事業計画の変更申請について
議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定による農用地利用集積計画の決定について
議案第13号 非農地証明書の交付について
議案第14号 公文書の一部公開決定に係る審査請求につい
て（裁決）
6. 報告事項 報告事項第11号 農地法第3条の3第1項の規定による受
理について
報告事項第12号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第
1項第6号の規定による受理について
報告事項第13号 農地法第18条第6項の規定による通知
について
報告事項第14号 現況証明書の交付について

報告事項第15号 登記官からの地目変更登記に係る照会への回答について

報告事項第16号 農用地利用集積計画の変更について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、5番若林委員、21番奥野委員より欠席届があり、出席委員数は22名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和元年第3回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案6件、報告事項6件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。12番金木委員、15番熊本委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は5件で、申請面積は4,369.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしており、下限面積要件については、5番を除き満たしております。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

2番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

3番は、耕作不便のため、所有権を移転するものです。

4番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

5番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。隣接地との一体利用目的による特殊案件であるため、下限面積の50aの要件はありません。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第10号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は4ページから8ページまでです。

今回は、4条申請1件、5条申請6件で、面積は合計12,421㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

5ページの1番は農家住宅兼事業用地であります。相続登記をした際に、先代が畑に住宅及び事業用地を建築していたことを知り、これを是正するものであります。なお、申請書には始末書の添付もごさいます。申請地は、都市計画区域の用途区域に指定されている区域内の農地で、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

6ページの1番は、分譲宅地を造成する計画であります。付近に小学校、地区センター等、居住する条件として最適な立地であり、依然需要が高いことから申請されたものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域に指定されている区域内の農地で、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

2番は、一般住宅を建築する計画であります。子供の成長とと

もに現在のアパートでは手狭になり、申請者夫婦の通勤圏内であり、生活に必要な施設、子育て環境に優れていることから選定したものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域に指定されている区域内の農地で、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

3番は、駐車場・重機置場を設置する計画であります。重機は現在数か所の離れた場所に仮置き保管している状況であり、防犯上の管理のための一体化、索道器具等の備品の保管スペースが手狭となったこと、また、土石預かりスペースの拡張のため今回申請するものです。申請地は土地改良事業実施区域内農地で第1種農地となりますが、許可基準は「既存地拡張」を適用しております。

4番は、一般住宅を建築する計画であります。現在の住まいは老朽化、また、山間地のため交通の便が悪く、将来の子供の教育等を考慮し本申請地を選定したものであります。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えている第1種農地となりますが、許可基準は「集落接続」を適用しております。

5番は、資材置場を設置する計画であります。建設業を営んでおりますが、業績が順調で、資材置場が不足するため申請するものであります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」となります。

6番は、駐車場を拡張する計画であります。10トントラックの駐車場面積が不足しており、敷地内での旋回が難しいため申請されるものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えている第1種農地となりますが、許可基準は「既存敷地拡張」を適用しております。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

6番について、欠席届を提出している委員が担当されておりますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事 務 局 5条申請の6番は若林委員の担当地区であります。6月1日に担当推進委員、譲渡人の立会いのもと現地確認を実施されました。申請地は無断転用もなく、敷地内の水管下水管の位置は適正であり、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないこと

を確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第10号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第11号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第11号事業計画の変更申請についてご説明申し上げます。議案書のページは9ページでございます。

1番は、過去に転用許可を受けましたが、その目的は達成されず、今回、新たな転用事業者で変更申請するものであります。こちらは議案第10号の5条申請の4番でご説明したとおりです。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画の変更について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第11号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第

1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。なお、17ページの59番は、●●委員本人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、10ページから24ページです。

今回は74件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が1件、3～5年が19件、10年が54件です。設定面積は、455, 213.91㎡です。

12ページ1番から18ページ67番は、農地中間管理機構を通すものであります。18ページ68番から19ページ76番が相対であります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

会長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、59番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、59番を除き、異議については、ないものとしたします。

続きまして、59番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会長 それでは、59番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、59番について、異議はないものいたします。

●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会 長 改めまして、異議なしとのことでありますので、議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第13号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第13号非農地証明書の交付についてご説明申し上げます。議案書のページにつきましては、25ページでございます。

1番は長い間耕作されておらず、現況が山林化しております。また、相当年数が経過しており、農地に復元し、耕作することは困難であることから、非農地証明書を発行するものであります。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました非農地証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、非農地証明書を交付することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第13号非農地証明書の交付については、異議無く交付することといたします。

会 長 続きまして、議案第14号公文書の一部公開決定処分に係る審査請求に関する裁決について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第14号公文書の一部公開決定処分に係る審査請求に関する裁決についてご説明申し上げます。議案書のページにつきましては、28ページから30ページでございます。

この裁決は、審査請求人から提起された、富山市情報公開条例第11条第1項の規定による公文書の一部公開決定処分に対する審査請求について、富山市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重し、行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、別紙裁決書（案）記載のとおり裁決する旨、農業委員会の議決をお願いするものであります。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました公文書の一部公開決定処分に係る審査請求に関する裁決について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、公文書の一部公開決定処分に係る審査請求に関する裁決をすることについて、ご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会 長 議案第14号公文書の一部公開決定処分に係る審査請求に関する裁決については、原案のとおり採決することといたします。

これで、予定しておりました6議案の審議を終わります。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。
報告事項第11号 農地法第3条の3第1項の規定による受理について
報告事項第12号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
報告事項第13号 農地法第18条第6項の規定による通知につ

いて

報告事項第14号 現況証明書の交付について

報告事項第15号 登記官からの地目変更登記に係る照会への回答について

報告事項第16号 農用地利用集積計画の変更について

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第11号農地法第3条の3第1項の規定による受理について、ご報告します。議案書は31ページから36ページです。

今回の受理件数は20件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませんでした。

報告事項第12号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは37ページから42ページまでです。

今回の受理件数は、4条が4件、5条が12件、合わせて16件、面積は合わせて6,099.08㎡となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

41ページの4番については、受理通知日が空欄となっておりますが、事業面積が1000㎡以上の建物が伴う事業であるため、開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

報告事項第13号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、43ページから48ページです。

解約件数は30件で、解約面積は175,446㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、摘要欄記載のとおりです。

報告事項第14号現況証明書の交付についてご説明いたします。議案書のページにつきましては、49ページでございます。

1番につきましては、昭和45年以前より、自宅進入路として利用されており、現在も利用されております。このことは、国土地理院発行の航空写真等及び現地の状況も確認しております。

2番につきましては、昭和46年に農機具格納庫を建設し現在も農作業場として利用されております。このことは、固定資産台帳及び国土地理院発行の航空写真、現地の状況も確認しております。

3番は、昭和44年以前より墓地敷地として利用され、現在も

墓地敷地として利用されております。このことから、周辺の圃場整備の対象からも除外されております。なお、現地の状況及び国土地理院発行の航空写真にて現地の状況を確認しております。

報告事項第15号登記官からの地目変更登記に係る照会への回答についてご説明申し上げます。議案書のページにつきましては、50ページでございます。

1番は地目認定のため照会されたものであります。固定資産台帳及び昭和44年当時の国土地理院発行の航空写真にて当時の状況について、現地確認により現在の状況について確認した結果を富山市長に報告し、指示を求めたところ、原状回復命令を行う予定は無いとの回答を得、その旨登記官へ回答したものであります。

報告事項第16号農用地利用集積計画の変更について、ご報告いたします。議案書のページは51ページです。

平成28年12月部会第1部会 議案第31号38番で決定しました、農事組合法人■■と〇〇の相對契約ですが、相對契約をした24筆のうち1筆のみ登記上の名義人が〇〇ではなかったため、この一筆は、〇〇は所有権を持たないものとして、相對契約上無効となったことを報告いたします。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何も無いようですので、これをもちまして、令和元年度第3回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

本日は、ありがとうございました。